

令和4年度 南部広域市町村圏事務組合 職員採用候補者選考試験案内(実務経験者)

南部広域市町村圏事務組合 総務振興課
那覇市旭町116番地37 (自治会館6階)
電話(098)963 - 8213

試 験 日	令和4年12月11日(日)
受付期間	令和4年11月4日(金)～令和4年11月28日(月) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
受付時間	午前9時～午後5時
試験会場	自治会館4階 第3会議室

令和4年度南部広域市町村圏事務組合職員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

1 採用予定

- (1) 採用予定日 令和5年4月1日
(2) 募集職種、採用予定人数及び従事する業務

職種	試験区分	採用予定人数	従事する主な業務
行政職	実務経験者	1名	南部広域市町村圏事務組合において、行政事務に従事します。高度の知識・経験を必要とする業務を行う主査相当職として採用します。

2 受験資格

- (1) 次のような受験資格があります。
受験資格は、すべてに該当する必要があります。

職種	試験区分	受験資格
行政職	実務経験者	ア 昭和57年4月2日から平成4年4月1日以内に出生し、かつ、活字印刷文による出題に対応できる者 イ 令和4年11月1日現在、行政機関や公共的団体において、通算5年以上の実務経験を有する者

※ 行政機関とは、行政権の行使にたずさわる国や地方の機関

※ 公共的団体とは、南部区域内にある、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体など公共的な活動を

営むすべての団体

※ 受験資格について虚偽がある場合は、試験に合格しても合格取り消しになります。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験

(1) 試験日時及び場所

日時：令和4年12月11日（日）午前10時

（受付時間 午前9時00分～午前9時30分）

場所：自治会館4階 第3会議室

(注) 暴風時等の対応について

試験当日、台風の襲来や災害等により、午前9時現在で公共交通機関のバスが運行停止した場合は、試験実施日を令和4年12月18日（日）に延期します。試験会場はそのままで、特に変更はありません。

(2) 試験の方法

種目	試験内容	時間
論文試験	指定されたテーマに基づき、原稿用紙1200字以内の論文試験を行います。	10:00～11:30 (90分)
口述試験	個別面接	13:30～

※ 申込者多数の場合は、口述試験の日程を変更することがあります。

4 試験の申込書の配布、申込方法及び合格者の発表

(1) 配布及び受付の期間、場所

期間：令和4年11月4日（金）～令和4年11月28日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。）

場所：自治会館6階 南部広域市町村圏事務組合 総務振興課

※ 申込書はホームページからもダウンロードできます。

<http://www.okinawa-nanbu.jp>

※ 申込書の郵送請求も可能です。申込書を郵便で請求する場合は、封筒表側に「受験申込書請求」と朱書きし、郵便番号、あて先を明記し140円切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒 [33cm×24cm程度]）を必ず同封して南部広域市町村圏事務組合総務振興課宛に郵送してください。

【郵送先】〒900-0029 那覇市旭町116番地37（自治会館6階）

南部広域市町村圏事務組合 総務振興課宛

(2) 申込方法

- ア 申込書に必要事項を記入のうえ署名し、受験票に宛先を明記したうえで受験票「表面」「裏面」を郵便はがき(1通63円)に貼り付けて、申込受付期間内に申し込んでください。
- イ 郵送による申込も可能です。郵送による申込の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず簡易書留で郵送してください。令和4年11月28日までの消印があるもの限り受付します。

【郵送先】〒900-0029 那覇市旭町116番地37(自治会館6階)

南部広域市町村圏事務組合 総務振興課宛

- ※ 申込書及び受験票の記載事項に不備がある場合には、お返しすることがありますが、このために生じた申込みの遅延等については責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- ※ 申込受付期間終了後に受験票を送付します。受験票がないと受験できませんので試験当日に必ずお持ち下さい。なお、令和4年12月6日(火)までに受験票が本人に届かない時は、総務振興課へご連絡ください。

(3) 提出書類

提出すべき書類	
・採用試験申込書 ・受験票(郵便はがき) ・履歴書(指定様式) ・面接カード(指定様式)	・住民票抄本(本籍の入ったもの) ・過去の主な経歴(指定様式)

- ※ 申込みの際提出した書類は、返却しません。なお、採用候補者選考試験に関する提出書類等は採用候補者選考試験の目的以外に利用することはありません。

(4) 試験合格者発表

令和4年12月23日(金)午後3時

南部広域市町村圏事務組合(自治会館6階)掲示板に受験番号で掲示するほか合格者に通知します。

電話での確認には応じられません。なお、合格者はホームページへ掲載します。

<http://www.okinawa-nanbu.jp>

5 採用候補者名簿の作成、採用の決定及び給与等

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者が最も適当と思われる者を採用決定します。
- (2) 最終合格者の数は、採用を辞退する者等を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者となり、合格しても採用にならない場合があります。
- (3) 採用候補者名簿の登載有効期限は、名簿登載の日から1年間とします。
- (4) 初任給は、組合の関係例規の定めるところにより学歴別に決定され、職務経験等のある者は、初任給に一定の基準で加算されます。
- (5) 勤務時間は、原則として1日当たり7時間45分、月曜日から金曜日までです。なお休暇等のその他の労働条件についても組合の関係例規の定めるところにより付与されます。

6 成績開示

職員採用候補者選考試験の結果については、南部広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第12条の規定により、開示を請求することができます。

受験者本人が、受験票又は本人であることが確認できる書類等（運転免許証、旅券等）を持参し、午前9時～午後5時までに、申し込んで下さい。なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。また、電話・手紙等による申込みはできません。

対象者	開示内容	開示期間	申込場所
職員採用候補者選考試験受験者	試験の得点等	試験の合格発表から30日以内	南部広域市町村圏事務組合 総務振興課

7 その他

- (1) 試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参してください。
- (2) 試験当日は必ず受験票を持参してください。
- (3) 試験時間中、携帯電話、スマートフォン等の使用は禁止します。必ず電源を切ってください（時計機能としての使用も禁止します。）。
- (4) 昼食は各自で用意してください。なお、昼食のごみ等は持ち帰るようお願いします。
- (5) 試験会場（指定場所を除く）は全て禁煙です。

自治会館位置図

